

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年8月5日
【四半期会計期間】	第52期第1四半期（自平成23年4月1日至平成23年6月30日）
【会社名】	株式会社ゼンリン
【英訳名】	ZENRIN CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 高山善司
【本店の所在の場所】	福岡県北九州市小倉北区室町一丁目1番1号
【電話番号】	093(592)9050（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 藤本泰生
【最寄りの連絡場所】	福岡県北九州市小倉北区室町一丁目1番1号
【電話番号】	093(592)9050（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 藤本泰生
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 証券会員制法人福岡証券取引所 （福岡市中央区天神二丁目14番2号）

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第51期 第1四半期 連結累計期間	第52期 第1四半期 連結累計期間	第51期
会計期間	自平成22年4月1日 至平成22年6月30日	自平成23年4月1日 至平成23年6月30日	自平成22年4月1日 至平成23年3月31日
売上高 (百万円)	11,582	10,454	52,880
経常利益(は損失) (百万円)	479	100	4,572
四半期(当期)純利益 (は損失) (百万円)	87	95	2,041
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	48	37	1,764
純資産額 (百万円)	33,608	34,097	34,638
総資産額 (百万円)	47,945	47,813	50,877
1株当たり四半期(当期) 純利益(は損失)	2円39銭	2円58銭	55円38銭
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益	-	-	-
自己資本比率 (%)	67.8	69.1	65.9

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 第51期第1四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。

3 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益は、第51期第1四半期連結累計期間及び第51期については、潜在株式が存在しないため、第52期第1四半期連結累計期間については、1株当たり四半期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

#### 2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社、連結子会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。  
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

### 2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当第1四半期連結累計期間の状況の分析は、以下のとおりであります。なお、当第1四半期は、「第4 経理の状況」において四半期連結キャッシュ・フロー計算書を掲げていないため、キャッシュ・フローの状況に関する分析・検討内容は記載しておりません。また、文中には将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

#### (1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループ（当社、連結子会社）の四半期連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に準拠して作成しております。この四半期連結財務諸表の作成にあたり、貸倒引当金、退職給付引当金、繰延税金資産の回収可能性の検討等には、過去の実績や合理的な見積りを勘案した判断を必要としております。決算日における収益及び費用並びに資産及び負債等の計上額にはこれらの見積り、将来の予測が含まれますが、実際の結果は、将来の不確定な要因により異なる可能性があります。

#### (2) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）におけるわが国経済は、3月11日に発生した東日本大震災の影響により生産や輸出が減少し、企業の設備投資や個人消費も低迷するなど、経営環境は厳しい状況で推移いたしました。

このような環境の中、データ配信の売上は堅調に推移いたしました。東日本大震災の影響や前期エコカー補助金等の追加経済対策の反動減により、国内外のカーナビゲーション用データの売上が大幅に減少いたしました。結果、売上高は10,454百万円（前年同期比1,127百万円減少、9.7%減）となりました。

損益面では、売上高が大幅に減少いたしました。結果、営業損失は373百万円（前年同期比800百万円悪化）、経常損失は100百万円（前年同期比580百万円悪化）、四半期純損失は95百万円（前年同期比182百万円悪化）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

#### (地図データベース関連事業)

当社の主力事業であります地図データベース関連事業につきましては、携帯サービスや住宅地図配信サービスなどのデータ配信売上が堅調に推移したことに加え、減少傾向にありました住宅地図帳の売上が微減に留まりました。しかしながら、東日本大震災の発生に伴う取引先の減産の影響や、前期エコカー補助金等の追加経済対策の反動減により、国内外のカーナビゲーション用データの売上が大幅に減少いたしました。結果、当事業の売上高は8,578百万円（前年同期比919百万円減少、9.7%減）となりました。

損益面では、営業費用は減少いたしました。売上高の大幅な減少を補うに至らず、セグメント損失は376百万円（前年同期比797百万円悪化）となりました。

#### (一般印刷関連事業)

一般印刷関連事業の売上高は、受注の減少に伴い985百万円（前年同期比76百万円減少、7.2%減）、セグメント損失は32百万円（前年同期比18百万円悪化）となりました。

#### (その他)

その他の売上高は890百万円（前年同期比132百万円減少、12.9%減）、セグメント損失は2百万円（前年同期比17百万円改善）となりました。

なお、当社グループの主力事業である地図データベース関連事業は、季節による需要の変動が大きく、第4四半期連結会計期間に売上高が集中する傾向にあります。

また、財政状態といたしましては、当第1四半期連結会計期間末の総資産は、前連結会計年度末に比べ3,064百万円(6.0%)減少し47,813百万円となりました。減少の主な要因は、受取手形及び売掛金が3,358百万円減少したことによるものであります。

負債は、前連結会計年度末に比べ2,523百万円(15.5%)減少し13,716百万円となりました。減少の主な要因は、買掛金が687百万円、短期借入金730百万円、未払法人税等が830百万円それぞれ減少したことによるものであります。

純資産は、前連結会計年度末に比べ540百万円(1.6%)減少し34,097百万円となりました。減少の主な要因は、剰余金の配当514百万円によるものであります。

### (3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりであります。

#### 基本方針

当社取締役会は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値及び株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

また、当社取締役会は、特定株主グループの株券等保有比率を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、又は結果として特定株主グループの株券等保有比率が20%以上となる当社株券等の買付行為(取引所有価証券市場における買付、公開買付、その他具体的な買付方法の如何を問いませんが、当社取締役会が予め同意したものを除きます。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。)が、ゼンリングroupの企業価値に重大な影響を及ぼす場合において、ゼンリングroupの企業価値及び株主共同の利益を確保し、又は向上させるため、大規模買付行為に適切な対応を行う必要があると考えております。

当社は創業以来、「友愛・奉仕・創造」の社訓のもと、地図業界のリーディングカンパニーとして地図関連情報の提供を通じて、社会に貢献し続けることを活動の基本として事業を拡大してまいりました。そして、情報化社会の発展により地図情報に求められる価値やニーズが大きく変化を続ける今、私たちは創業の原点に立ち返り、信頼される情報を提供し、社会に貢献する企業として成長し続けることを使命として、次の経営理念を策定しました。

ゼンリングroupはインフォメーション・デザイナー(情報を収集管理し価値化して提供する人)として、あらゆる活動に役立つ情報を提供するために、「知・時空間情報の創造により人びとの生活に貢献する」を企業理念として掲げ、「質の高い情報を収集し、高い技術力で情報を正しく管理し、人々が満足する情報を提供する」ことを企業活動の基本方針として国内外において事業展開を図ってまいります。

具体的には、地図情報に留まらずあらゆる時空間情報をゼンリングroupが培ってきた情報収集・管理のノウハウにより最適化して人々が必要とするときに、必要とする形で、端末(デバイス)や媒体(メディア)を問わずに提供できる、「知・時空間情報」の総合的なコンテンツ企業を目指しております。

その結果として、企業価値の向上を図り、ゼンリングroupが株主の皆様にとって魅力ある企業集団であることを目指すとともに、お客様及び従業員を大切に、社会に貢献し続けていく企業集団でありたいと考えております。

当社は短期の結果のみに捉われず、事業環境の変化に迅速に対応するための事業構造変革により、長期的な成長を目指し、2013年度までにゼンリングroupが目指す姿を定めたゼンリングroup長期経営構想「ZENRIN GROWTH PLAN 2013(以下、ZGP2013)」を策定しました。

ZGP2013で実行する事業構造変革とは、「知・時空間情報」(ゼンリングroupのノウハウを活用し価値化して提供する時空間情報)を収集するための情報収集の変革、新たな市場を創造するための事業領域の変革、既存のビジネスモデルに捉われず新たな収益モデルを創造するための収益形態の変革の3つの変革であり、その実現に向けた施策を長期経営構想の基本構成としております。

その基本構成はゼンリングループの現有資産を活用した新たな収益基盤の確立であり、新規事業の基盤構築に必要なリソースを創出するために、既存事業の構造改革を実施するとともに、事業環境に適応した事業展開のためグローバル事業を再検証することによって、新たな収益基盤を確立し、企業価値の拡大を目指してまいります。

ゼンリングループは、創業以来培った技術やノウハウを活かして、このような理念に基づくコンテンツの充実や新たな事業領域開発に取り組み、会社と事業の変革を通じて市場の変化に対応しながら企業価値向上に努めると同時に、ゼンリングループの地図関連情報は官公庁や公共的な企業においても活用されているという、高い公共性も自負しております。加えて、当社は地域社会への貢献も企業の重要な役割と考え、地域事業への出資やスポーツ・文化活動の支援等を通じてその役割に取り組んでおります。

当社の経営においては、上記のような事業環境や事業特性並びに顧客や従業員、取引先等のステークホルダーとの関係に対する理解が必要不可欠であり、また、十分な理解なくしては、ゼンリングループの企業価値を適正に把握することは困難であると考えます。

基本方針に照らして不適切な者が支配を獲得することを防止するための取組み

当社は、大規模買付者が従うべき大規模買付者による情報提供の手続等について定めたルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）と、大規模買付行為に対して当社がとりうる大規模買付対抗措置から構成される施策（以下「本施策」といいます。）の要件及び内容を予め設定しております。

本施策においては、大規模買付ルールとして、大規模買付者に対し、株主共同の利益のため、株主及び当社取締役会による判断のための情報提供と、当社取締役会による検討・評価の期間の付与を要請しております。

また、大規模買付対抗措置として、当社取締役会が、会社法その他の法令及び当社定款によって認められる相当な対抗措置の発動を決議するための要件を、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合又は大規模買付行為によってゼンリングループの企業価値又は株主共同の利益が著しく毀損される場合に限定することとしております。

#### 1) 大規模買付ルールの内容について

##### ( ) 株主及び当社取締役会による判断のための情報提供

大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、当社取締役会に対し、当社株主の判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な日本語による情報（以下「本情報」といいます。）を書面で提供いただきます。これは、当該大規模買付行為に関し、株主が適切な判断を行い、かつ当社取締役会が適切な検討・評価を行うことを目的としております。

具体的には、大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社本店所在地に対して当社代表取締役社長宛に、大規模買付者の名称、住所又は本店所在地、代表者の氏名、国内連絡先、設立準拠法（外国法人の場合）及び提案する大規模買付行為の概要を明示した、大規模買付ルールに従う旨の意向表明書（以下「意向表明書」といいます。）をご提出いただきます。当社代表取締役社長は、かかる意向表明書受領後10営業日（初日不算入とし、期間においては以下同じ。）以内に、大規模買付者から当初提供いただく本情報のリストを当該大規模買付者に対して交付します。また、当社は、大規模買付者から意向表明書が当社に提出された場合及び大規模買付者からの本情報の提供が完了した場合には、それらの事実を公表いたします。

##### ( ) 当社取締役会による検討・評価の期間の付与

大規模買付者には、当社取締役会に対する本情報の提供を完了した日から60日間（大規模買付行為が、対価を現金のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合）又は90日間（その他の大規模買付行為の場合）（以下「取締役会評価期間」といいます。）が経過するまでは、大規模買付行為を行わないこととしていただきます。これは、株主共同の利益のため、当社取締役会に、本情報の検討及び評価、大規模買付者との交渉及び協議、大規模買付行為に関する意見形成、株主に対する代替提案の作成及び提示等を行う機会を与えていただくためです。

当社取締役会は、取締役会評価期間中、外部専門家等の助言を受けながら、提供された本情報の検討及び評価を行い、当該大規模買付行為又は当該大規模買付者の提案に係る経営方針等に関して、独立委員会の勧告を最大限尊重し、大規模買付対抗措置発動の是非について決議します。なお、当社取締役会は、大規模買付対抗措置を発動しないと判断した場合はその旨の決議を行うものとし、当社取締役会が大規模買付対抗措置を発動しない旨の決議を行った場合は、大規模買付者は当該決議の日から意向表明書に記載される範囲内で大規模買付行為を行うことができることとします。

( ) 独立委員会における検討及び勧告

当社取締役会は大規模買付ルールを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するための機関として、独立委員会を設置します。独立委員会の委員は3名以上5名以下とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社取締役会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、当社社外監査役又は社外有識者の中から選任します。当社取締役会は、本情報並びに本情報の取締役会による評価及び分析結果を独立委員会に提供します。独立委員会は、取締役会の諮問に基づき、取締役会による評価、分析結果及び外部専門家の意見を参考にし、また、判断に必要と認める情報等を外部の第三者から自ら入手、検討して、取締役会に勧告を行います。

2) 大規模買付対抗措置について

( ) 大規模買付対抗措置の内容

大規模買付者が大規模買付ルールに定める手続に従うことなく大規模買付行為を行った場合等、一定の大規模買付対抗措置の発動の要件をみだす場合は、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法令及び当社定款によって認められる相当な大規模買付対抗措置を決議することができるものとします。

具体的な大規模買付対抗措置の一つとして株主に対する無償割当の方法によって発行される新株予約権には、一定割合以上の株券等保有比率の特定株主グループに属さないことなどの行使条件及び当社が特定株主グループ以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項を付する場合があります。なお、当社取締役会は、機動的に新株予約権の発行ができるよう、新株予約権の発行登録書を提出する場合があります。

( ) 大規模買付対抗措置の発動の要件

当社取締役会が、具体的な大規模買付対抗措置の発動を決議することができるのは、次の各号に定める要件を具備する場合に限るものとします。

(a) 大規模買付者が意向表明書を当社取締役会に提出せず、又はその他大規模買付ルールに定める十分な情報提供を行うことなく大規模買付行為を行った場合、大規模買付者が当社取締役会の評価期間が経過する前に大規模買付行為を行った場合、その他大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合は、当社取締役会は、相当な大規模買付対抗措置の発動を決議することができるものとします。

(b) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合は、当社取締役会が、意向表明書及び本情報の内容を検討・評価した結果、当該大規模買付行為につき反対意見を表明し、又はゼンリングroupの経営方針等について当社取締役会としての代替的提案を提示することはあっても、原則として大規模買付対抗措置の発動を決議しないものとします。

ただし、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合であっても、大規模買付行為がゼンリングroupの企業価値又は株主共同の利益を著しく毀損すると独立委員会が判断し、大規模買付対抗措置を発動すべきとの勧告がなされたときは、原則として、当社取締役会は相当な大規模買付対抗措置の発動を決議するものとします。なお、独立委員会が上記判断のもと、大規模買付対抗措置を発動すべきとの勧告を行った場合でも、大規模買付対抗措置を発動することが相当でないと当社取締役会が判断した場合は、大規模買付対抗措置の発動を決議しない可能性があります。具体的には、次の各号のいずれかの類型に該当する場合には、ゼンリングroupの企業価値又は株主共同の利益を著しく毀損する大規模買付行為に該当するものと考えます。

- (ア) 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で当社株式の買収を行っている場合
- (イ) 会社経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で当社株式の買収を行っている場合
- (ウ) 会社経営を支配した後に、当社の資産を当該大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社株式の買収を行っている場合
- (エ) 会社経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする目的で当社株式の買収を行っている場合
- (オ) 当社株式の買い取り方法が、2段階目の株式買い取り条件を1段階目よりも不利に設定する2段階買い取り方式である場合等、事実上株主に当社株券等の売却を強要するおそれがある場合
- (カ) 大規模買付者による経営権取得及び経営権の取得後における当社の顧客、従業員その他の利害関係者の処遇方針等により、当社の株主はもとより、顧客、取引先、従業員その他の利害関係者の利益を含む当社の企業価値を著しく毀損する恐れがある、又は当社の企業価値の維持及び向上を妨げる重大な恐れがあると客観的、合理的な根拠をもって判断される場合

(キ) 大規模買付行為における買付の条件(対価の価額・種類、買付の時期、買付方法の適法性、買付実行の実現可能性、買付後における当社従業員、取引先、顧客その他利害関係者の処遇方針等を含む。)が当社の企業価値の本質に鑑み、著しく不十分又は不適当な買付である場合

( ) 大規模買付対抗措置の発動の手続

当社取締役会は、具体的な大規模買付対抗措置の発動を決議するにあたっては、当社取締役会の判断の客観性及び合理性を担保するため、外部専門家等の助言も受けつつ、独立委員会の意見、勧告を最大限尊重し、以下の手順により大規模買付対抗措置の発動の是非について決議を行うものとします。この場合、当社は当該決議の概要を公表するものとします。

(a) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

当社取締役会は、原則として、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しておらず、大規模買付対抗措置を発動すべき旨の独立委員会による勧告がされた場合に、大規模買付対抗措置の発動を決議することができるものとします。ただし、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守していないことが客観的に明白であり、独立委員会による勧告が行われた後に大規模買付対抗措置を発動することとすると当社又は当社株主に著しい不利益が生じる場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告がなくても、大規模買付対抗措置の発動を決議することができるものとします。

(b) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

当社取締役会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合は、原則として、大規模買付対抗措置の発動を決議しないものとします。ただし、独立委員会により、大規模買付行為が上記( ) . (b) ただし書き各号の要件を具備し、大規模買付対抗措置を発動すべき旨の勧告がなされた場合、当社取締役会は、大規模買付対抗措置の発動を決議することができるものとします。

( ) 大規模買付対抗措置の停止等

当社取締役会が上記の手続に従って大規模買付対抗措置を発動した場合であっても、大規模買付者が大規模買付行為を中止若しくは撤回した場合、又は、大規模買付対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値及び株主共同利益の確保又は向上という観点から発動した大規模買付対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、当該大規模買付対抗措置の維持の是非について、上記状況に至った具体的事情を提示したうえで、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、改めて独立委員会に諮問します。そして、当社の企業価値及び株主共同利益の確保又は向上という観点から大規模買付対抗措置を維持することが相当でない判断に至った場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、発動した大規模買付対抗措置を中止、撤回又は変更することができるものとします。

また、当社取締役会は、一旦、新株予約権の無償割当の実施を決議した後に、独立委員会の勧告があった場合は、当該新株予約権の行使期間開始日の前日までの間は、(無償割当の効力発生前においては)新株予約権の無償割当を中止し、又は(無償割当の効力発生後においては)新株予約権を無償にて取得する旨の決議を行うことができるものとします。

3) 本施策の有効期間並びに廃止及び変更について

本施策の有効期間は、当社第50回定時株主総会における本施策の継続に関する議案の可決により効力を発生し、本総会終了後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

また、本施策の有効期間満了前であっても、企業価値及び株主共同の利益の確保又は向上の観点から、関係法令の整備等の状況を踏まえ、本施策を委任の趣旨に反しない範囲で当社取締役会において随時修正・見直し(本施策に関する法令・証券取引所規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合を含む。)をすることができるものとします。また当社の株主総会で選任された取締役から構成される当社取締役会において本施策を廃止する旨の決議が行われた場合には、本施策は廃止されるものとします。当社は、本施策を廃止又は変更した場合は、速やかに当該事実を公表します。

4) 本施策が株主及び投資家に及ぼす影響について

( ) 大規模買付ルールの導入が株主及び投資家に及ぼす影響

大規模買付ルールは、大規模買付者が大規模買付行為を行うにあたって従うべきルールを定めたものにとどまり、導入時において新株予約権その他の株券等を発行するものではありませんので、株主及び投資家の権利利益に影響を及ぼすものではありません。

大規模買付ルールは、当社の株主をして、必要かつ十分な情報をもって大規模買付行為について適切な判断をすることを可能にするものであり、当社の株主共同の利益に資するものと考えます。

( ) 大規模買付対抗措置の発動が株主及び投資家に及ぼす影響

大規模買付対抗措置を発動した場合に、当該大規模買付行為に係る特定株主グループの株主には、その法的権利又は経済的利益に損失を生ぜしめる可能性があります。それ以外の株主の法的権利又は経済的利益には格別の損失を生ぜしめることは想定しておりません。当社取締役会が大規模買付対抗措置の発動を決議した場合は、法令及び証券取引所規則に従って、適時に適切な開示を行います。

大規模買付対抗措置として株主に対する無償割当の方法によって新株予約権の発行がなされる場合は、当社取締役会で定めて公告する基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有株式数に応じて新株予約権が割当てられます。また、新株予約権の行使に際しては、株主には、新株を取得するために、所定の期間内に一定の金額の払込みを行っていただく必要があります。かかる手続を行わない場合は、当該株主の株券等保有比率が希釈化することになります。

ただし、当社が新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式を交付することができるのと取得条項が新株予約権の発行要項に定められた場合において、当社が取得の手続をとったときは、取得の対象となる新株予約権を保有する株主は、金銭を払い込むことなく当社株式を受領することになります（なお、この場合、かかる株主には、別途、特定株主グループに属する者でないこと等を誓約する当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。）。

なお、大規模買付対抗措置として新株予約権の無償割当を実施することを決議した場合であって、新株予約権の無償割当を受けるべき株主が確定した後において、上記2)。( )において定められる手続により、当社取締役会が、新株予約権の無償割当を中止し、又は無償割当された新株予約権を無償で取得する場合には、結果として1株当たりの株式の価値の希釈化は生じないため、新株予約権の無償割当の対象となる株主が確定した後売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

本取組みの詳細につきましては、当社ウェブサイト (<http://www.zenrin.co.jp/company/company08.html>) をご参照ください。

具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

上記取組みは、企業価値及び株主共同の利益を確保又は向上させる目的をもって導入されるものであり、基本方針に沿うものです。特に、大規模買付対抗措置の発動について、客観的かつ明確な要件及び手続を定めていること、当社取締役会の恣意性を排除するため独立委員会を設置し、その勧告を最大限尊重して最終決定を行うこととされていることなどにより、その公正性及び客観性が担保されており、当社の企業価値及び株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、101百万円であります。

なお、当第1四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(5) 資本の財源及び資金の流動性

資金需要

当社グループの資金需要は、運転資金としては、各種地図データベースの構築のための調査業務費用などがあり、設備投資資金としては、主に各種データベース製作システムやソフトウェアプログラムなどへの投資があります。

財政政策

当社グループは、事業活動の維持拡大に必要な資金を確保するために内部資金の活用及び金融機関からの借入により資金調達を行っております。資金調達方法の決定にあたっては、金利コストの低減に努めるとともに、サーバーなどの設備投資にはファイナンス・リースも活用しております。当第1四半期連結会計期間末の短期借入金残高880百万円、長期借入金残高（一年内返済予定の額も含む）2,059百万円は、全て金融機関からの借入金であります。今後も安定した財務基盤を堅持しながらも、積極的な事業展開を進めるための柔軟な資金調達も検討してまいります。

当社グループは、営業活動によるキャッシュ・フローの実績及び複数の金融機関に十分な未使用の借入枠を有しており、当社グループの成長を維持するための将来的に予想される運転資金及び設備投資資金を調達することが可能と考えております。

(6) 経営者の問題認識と今後の方針について

「(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題」に記載のとおり重要な変更はありません。



### 第3【提出会社の状況】

#### 1【株式等の状況】

##### (1)【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	134,000,000
第1種優先株式	67,000,000
計	134,000,000

(注) 当社の発行可能種類株式総数は、それぞれ普通株式134,000,000株、第1種優先株式67,000,000株であり、合計では201,000,000株となりますが、発行可能株式総数は、134,000,000株とする旨定款に規定しております。なお、発行可能種類株式総数の合計と発行可能株式総数との一致については、会社法上要求されておられません。

###### 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成23年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成23年8月5日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	38,200,910	38,200,910	東京証券取引所 市場第一部 福岡証券取引所	単元株式数は100株であります。
計	38,200,910	38,200,910	-	-

(注) 当社定款に第1種優先株式を発行することができる旨規定しておりますが、この四半期報告書提出日現在、発行した第1種優先株式はありません。

なお、当社定款に規定している第1種優先株式の内容は次のとおりであります。

##### 1 第1種優先配当等 (第12条の2)

- (1) 当社は、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に対して剰余金の配当を行うときは、当該配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された第1種優先株式の株主（以下「第1種優先株主」という。）又は第1種優先株式の登録株式質権者（以下「第1種優先登録株式質権者」という。）に対し、当該配当に先立ち、第1種優先株式1株につき、当該配当において普通株式1株に対して交付する金銭の額又は金銭以外の財産の価額に、第1種優先株式の発行に先立って取締役会の決議で定める一定率（100パーセントを下限とし、125パーセントを上限とする。）を乗じた額又は価額（小数部分が生じる場合、当該小数部分については、第1種優先株式の発行に先立って取締役会が定める額とする。）の剰余金の配当（以下「第1種優先配当」という。）を行う。ただし、第1種優先配当の計算の結果、算出された額又は価額が当社定款第12条の2第2項に定める第1種無配時優先配当の額に満たない場合、第1種無配時優先配当をもって第1種優先配当とする。
- (2) 当社は、毎事業年度の末日、毎年9月30日その他の取締役会が定める日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株主又は普通登録株式質権者に対して剰余金の配当を行わないときは、当該株主名簿に記載又は記録された第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者に対し、第1種優先株式1株につき、第1種優先株式の発行に先立って取締役会の決議で定める額の剰余金の配当（以下「第1種無配時優先配当」という。）を行う。
- (3) 第1種優先配当又は第1種無配時優先配当の全部又は一部が行われなかったときは、当社は、その不足額を累積し、当社定款第12条の2第1項又は第2項に規定するときにおいて、当該配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者に対し、第1種優先配当又は第1種無配時優先配当に先立ち、累積した不足額の剰余金の配当（以下「第1種累積未払配当」という。）を行う。
- (4) 当社は、第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者に対し、第1種優先配当、第1種無配時優先配当及び第1種累積未払配当以外の剰余金の配当を行わない。

##### 2 第1種優先株主に対する残余財産の分配 (第12条の3)

- (1) 当社の残余財産を分配するときは、第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者に対して、普通株主又は普通登録株式質権者に先立って、当社定款第12条の2第3項に規定する不足額を支払う。
- (2) 当社は、当社定款第12条の3第1項に規定する場合には、第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者に対して、当社定款第12条の3第1項の規定による支払いのほか、普通株主又は普通登録株式質権者に対して交付する残余財産の価額に相当する金銭を支払う。

### 3 議決権（第12条の4）

第1種優先株主は、全部の事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、過去2年間において、法令及び本定款に従って第1種優先配当又は第1種無配時優先配当を行う旨の決議が行われなかったときは、第1種優先配当又は第1種無配時優先配当の支払いが行われるまでの間は、この限りでない。

### 4 種類株主総会（第12条の5）

- (1) 当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めある場合を除くほか、第1種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。
- (2) 当社定款第14条の規定は、定時株主総会において決議する事項が、当該決議のほか、種類株主総会の決議を必要とする場合における当該種類株主総会に準用する。
- (3) 当社定款第15条、第16条、第18条及び第19条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。
- (4) 当社定款第17条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。

### 5 普通株式を対価とする取得条項（第12条の6）

- (1) 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、当該各号に定める日（取締役会が、それ以前の日を定めたときは、その日）の到来をもって、その日に残存する第1種優先株式の全部を取得し、当社はこれと引換えに、第1種優先株式1株につき当社の普通株式1株を第1種優先株主に交付する。  
当社が消滅会社となる合併、完全子会社となる株式交換又は株式移転（当社の単独による株式移転を除く。）に係る議案が全ての当事会社の株主総会（株主総会の決議を要しない場合は取締役会）で承認された場合  
当該合併、株式交換又は株式移転の効力発生日の前日  
当社が発行する株券を対象とする公開買付けが実施された結果、公開買付者の株券等所有割合が50パーセント超となった場合  
当該株券等所有割合が記載された公開買付報告書が提出された日から90日目の日  
なお、本号において「公開買付け」とは金融商品取引法第27条の3第1項に定める公開買付けを、「株券等所有割合」とは金融商品取引法第27条の2第1項第1号に定める株券等所有割合を、「公開買付者」又は「公開買付報告書」とは金融商品取引法第2章の2第1節に定める公開買付者又は公開買付報告書をいう。
- (2) 当社は、第1種優先株式を上場している金融商品取引所が、当社の第1種優先株式を上場廃止とする旨の発表をした場合には、取締役会が定める日の到来をもって、その日に残存する第1種優先株式の全部を取得し、当社はこれと引換えに、第1種優先株式1株につき当社の普通株式1株を第1種優先株主に交付する。

### 6 株式の分割、株式の併合等（第12条の7）

- (1) 当社は、株式の併合をするときは、普通株式及び第1種優先株式ごとに同時に同一割合とする。
- (2) 当社は、株式の分割又は株式無償割当てをするときは、以下のいずれかの方法によりする。  
普通株式及び第1種優先株式の双方について、株式の分割を、同時に同一の割合とする。  
普通株式又は第1種優先株式のいずれかについて株式の分割をし、株式の分割をしない種類の株式を有する株主又は登録株式質権者には株式の分割をする種類の株式を株式の分割と同時に同一の割合で割当てる株式無償割当てをする。  
普通株主又は普通登録株式質権者には普通株式の株式無償割当てを、第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者には第1種優先株式の株式無償割当てを、それぞれ同時に同一の割合とする。
- (3) 当社は、当社の株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるときは、普通株主には普通株式の割当てを受ける権利を、第1種優先株主には第1種優先株式の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一の割合で与える。
- (4) 当社は、当社の株主に募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えるときは、普通株主には普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、第1種優先株主には第1種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一の割合で与える。
- (5) 当社は、新株予約権無償割当てをするときは、普通株主又は普通登録株式質権者には普通株式を目的とする新株予約権の新株予約権無償割当てを、第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者には第1種優先株式を目的とする新株予約権の新株予約権無償割当てを、それぞれ同時に同一の割合とする。
- (6) 当社は、株式移転をするとき（他の株式会社と共同して株式移転をする場合を除く。）は、普通株主又は普通登録株式質権者には普通株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行する普通株式と同種の株式を、第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者には第1種優先株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行する第1種優先株式と同種の株式を、それぞれ同一の割合で交付する。
- (7) 当社は、単元株式数について定款の変更をするときは、普通株式及び第1種優先株式のそれぞれの単元株式数について同時に同一の割合とする。
- (8) 当社定款第12条の7の規定は、現に第1種優先株式を発行している場合に限り適用される。

### 7 その他の事項（第12条の8）

当社は、当社定款第12条の2乃至7に定めるほか、第1種優先株式に関する事項について、これを第1種優先株式の発行に先立って取締役会の決議で定める。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成23年4月1日～ 平成23年6月30日	-	38,200	-	6,557	-	13,111

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成23年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成23年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,433,400	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 36,630,000	366,300	-
単元未満株式	普通株式 137,510	-	1単元(100株)未満 の株式
発行済株式総数	38,200,910	-	-
総株主の議決権	-	366,300	-

(注) 1 当第1四半期会計期間末日現在の自己株式数は1,433,499株となっております。また、この他に平成23年6月30日現在の四半期連結財務諸表に自己株式として認識している野村信託銀行株式会社(ゼンリン従業員持株会専用信託口)(以下「従持信託」という。)所有の当社株式が、629,500株あります。この処理は会計処理上、当社と従持信託が一体のものであると認識し、従持信託が所有する当社株式を自己株式として計上していることによるものであります。

2 「完全議決権株式(その他)」欄には証券保管振替機構名義の株式が5,300株(議決権の数53個)含まれております。

【自己株式等】

平成23年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総 数に対する所 有株式数の割 合(%)
(自己保有株式) 株式会社ゼンリン	北九州市小倉北区室町 一丁目1番1号	1,433,400	-	1,433,400	3.7
計	-	1,433,400	-	1,433,400	3.7

(注)当第1四半期会計期間末日現在の自己株式数は1,433,499株となっております。また、この他に平成23年6月30日現在の四半期連結財務諸表に自己株式として認識している従持信託所有の当社株式が、629,500株あります。この処理は会計処理上、当社と従持信託が一体のものであると認識し、従持信託が所有する当社株式を自己株式として計上していることによるものであります。

2【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間における役員の異動は、次のとおりであります。

退任役員

役名	職名	氏名	退任年月日
取締役		原田 康	平成23年6月30日

## 第4【経理の状況】

### 1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】  
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	6,648	5,427
受取手形及び売掛金	10,788	7,430
有価証券	2,051	3,051
たな卸資産	1,380	1,498
その他	2,459	2,768
貸倒引当金	76	40
流動資産合計	23,252	20,136
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	4,358	4,302
土地	8,348	8,348
その他(純額)	1,982	2,042
有形固定資産合計	14,689	14,692
無形固定資産		
のれん	157	141
ソフトウェア	5,721	5,994
その他	1,712	1,584
無形固定資産合計	7,591	7,720
投資その他の資産		
投資有価証券	2,447	2,457
その他	3,158	3,029
貸倒引当金	261	221
投資その他の資産合計	5,344	5,264
固定資産合計	27,625	27,677
資産合計	50,877	47,813

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	1,893	1,206
短期借入金	2,710	1,980
未払費用	3,481	3,695
未払法人税等	901	70
役員賞与引当金	140	11
その他	2,947	2,753
流動負債合計	12,075	9,717
固定負債		
長期借入金	984	959
退職給付引当金	1,682	1,679
役員退職慰労引当金	214	133
その他	1,283	1,227
固定負債合計	4,164	3,998
負債合計	16,239	13,716
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	6,557	6,557
資本剰余金	13,111	13,111
利益剰余金	17,237	16,627
自己株式	2,951	2,904
株主資本合計	33,954	33,392
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	122	125
為替換算調整勘定	279	245
その他の包括利益累計額合計	402	371
少数株主持分	1,086	1,076
純資産合計	34,638	34,097
負債純資産合計	50,877	47,813

( 2 ) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

( 単位：百万円 )

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
売上高	11,582	10,454
売上原価	6,573	6,411
売上総利益	5,008	4,042
販売費及び一般管理費	4,582	4,416
営業利益又は営業損失( )	426	373
営業外収益		
受取利息	2	3
受取配当金	102	134
不動産賃貸料	34	34
デリバティブ解約益	-	91
その他	46	74
営業外収益合計	185	339
営業外費用		
支払利息	10	10
為替差損	30	42
その他	91	13
営業外費用合計	131	66
経常利益又は経常損失( )	479	100
特別利益		
固定資産売却益	-	1
貸倒引当金戻入額	14	-
特別利益合計	14	1
特別損失		
固定資産除売却損	6	5
投資有価証券評価損	7	25
ゴルフ会員権評価損	35	-
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	111	-
特別損失合計	161	31
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失( )	332	131
法人税、住民税及び事業税	187	106
法人税等調整額	115	169
法人税等合計	303	62
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益調整前四半期純損失( )	29	68
少数株主利益又は少数株主損失( )	58	26
四半期純利益又は四半期純損失( )	87	95



【四半期連結包括利益計算書】  
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益 調整前四半期純損失( )	29	68
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	73	2
為替換算調整勘定	4	33
その他の包括利益合計	78	31
四半期包括利益	48	37
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	9	63
少数株主に係る四半期包括利益	58	26

【追加情報】

当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)		
<p>(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)</p> <p>当第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用しております。</p> <p>(信託型従業員持株インセンティブ・プラン)</p> <p>当社は平成22年5月7日開催の取締役会において、当社グループ従業員に対する当社の中長期的な企業価値向上のインセンティブ付与と、株主としての資本参加による従業員の勤労意欲高揚を通じた、当社の恒常的な発展を促すことを目的として、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン(以下、本プラン)」の導入を決議いたしました。</p> <p>本プランでは、当社従業員持株会へ当社株式を譲渡していく目的で設立する「野村信託銀行株式会社(ゼンリン従業員持株会専用信託口)」(以下、従持信託)が、導入後5年間にわたり当社従業員持株会が取得する規模の株式を予め一括して取得し、当社従業員持株会へ売却を行います。</p> <p>当社株式の取得及び処分については、当社が従持信託の債務を保証しており、経済的実態を重視した保守的な観点から、当社と従持信託は一体であるとする会計処理をしております。</p> <p>従いまして、従持信託が所有する当社株式や従持信託の資産及び負債並びに費用及び収益については、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書に含めて計上しております。</p> <p>なお、前第1四半期連結会計期間及び当第1四半期連結会計期間の末日現在の自己株式数は次のとおりであります。</p>		
	前第1四半期 連結会計期間	当第1四半期 連結会計期間
自己株式数	1,766,729株	2,062,999株
うち当社所有自己株式数	894,829株	1,433,499株
うち従持信託所有当社株式数	871,900株	629,500株

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

たな卸資産より直接控除している単行本在庫調整引当金の額

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
たな卸資産	439百万円	434百万円

(四半期連結損益計算書関係)

前第1四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年6月30日)

当社グループの売上高は、季節的変動が著しく、第4四半期連結会計期間に売上が集中する傾向にあります。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
減価償却費	821百万円	858百万円
のれんの償却額	33	16

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年6月17日 定時株主総会	普通株式	527	14.5	平成22年 3月31日	平成22年 6月18日	利益剰余金

当第1四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年6月30日)

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年6月17日 定時株主総会	普通株式	514	14.0	平成23年 3月31日	平成23年 6月20日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他 (注)	合計
	地図データ ベース関連事 業	一般印刷関連 事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	9,498	1,061	10,559	1,022	11,582
セグメント間の内部売上高 又は振替高	12	73	86	9	96
計	9,510	1,135	10,646	1,032	11,678
セグメント利益又は損失( )	421	13	407	20	387

(注)「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、仕入商品販売事業、CAD受託  
処理事業及びインターネットを中心とした広告代理事業を含んでおります。

2 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主  
な内容(差異調整に関する事項)

(単位:百万円)

利益	金額
報告セグメント計	407
「その他」の区分の利益	20
セグメント間取引消去	39
四半期連結損益計算書の営業利益	426

当第1四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年6月30日)

1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他 (注)	合計
	地図データ ベース関連事 業	一般印刷関連 事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	8,578	985	9,564	890	10,454
セグメント間の内部売上高 又は振替高	19	77	97	35	132
計	8,598	1,062	9,661	925	10,586
セグメント利益又は損失( )	376	32	408	2	411

(注)「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、仕入商品販売事業、CAD受託  
処理事業及びインターネットを中心とした広告代理事業を含んでおります。

2 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主  
な内容(差異調整に関する事項)

(単位:百万円)

利益	金額
報告セグメント計	408
「その他」の区分の利益	2
セグメント間取引消去	37
四半期連結損益計算書の営業損失( )	373

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
1株当たり四半期純利益 又は1株当たり四半期純損失( )	2円39銭	2円58銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益 又は四半期純損失( )(百万円)	87	95
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益 又は四半期純損失( )(百万円)	87	95
普通株式の期中平均株式数(千株)	36,786	36,767

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益は、前第1四半期連結累計期間については、潜在株式が存在しないため、当第1四半期連結累計期間については、1株当たり四半期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため、記載していません。

2 普通株式の期中平均株式数には、従持信託が所有する自己株式が含まれております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

特に記載すべき事項はありません。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年8月3日

株式会社ゼンリン  
取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松尾 政治
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	竹之内 高司
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	寺田 篤芳

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ゼンリンの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析の手段その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ゼンリン及び連結子会社の平成23年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれておりません。